

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年一月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

埼玉県行田県土整備事務所長 園 田 誠 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加須北川辺線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>加須市中樋遣川字北瀬田和 一七四八番六地先から 同市中樋遣川字七釜戸三〇 九六番地先まで</p>		区 間
<p>一〇・五八 一六・一五</p>	<p>七・〇〇 一三・四五</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>二三三・六〇</p>		延 長 (メートル)
<p>道路改良工事による。</p>		備 考